

瑞穂町手数料条例 新旧対照表

新		旧	
第1条から第9条 略		第1条から第9条 略	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
手数料を徴収する事項	1件あたりの 手数料金額	手数料を徴収する事項	1件あたりの 手数料金額
略	略	略	略
_____	_____	個人番号カードの再交付	800円
略	略	略	略
別表第2 略		別表第2 略	
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>			